

日向市体育協会
加盟競技団体代表者 様

日向市体育協会
会長 瀧井 修
(公印省略)

緊急事態宣言を受けてのスポーツ活動について (通知)

日頃から本協会の活動に御理解、御協力を頂き、厚く感謝申し上げます。

さて、県内での新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大のため、本県独自の緊急事態宣言が昨日発令されました。

つきましては、本協会及び日向市スポーツ少年団本部では、今後の活動内容を下記のとおりとしますので御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1. スポーツ少年団及び児童生徒が所属するスポーツ団体の活動について

- 令和3年1月17日(日)までは、他チームとの交流は自粛し、単位団体のみでの活動とすること。
ただし、単位団体での活動についても慎重に検討し、保護者の理解と承諾を十分に得た上で各単位団体の判断と責任の下で行うこと。

活動に当たっての留意事項

- 毎朝自宅で検温するとともに、発熱等の風邪症状がみられるときには、活動への参加を見送ること。
- 活動開始時には、指導者が団員の健康確認(検温等)を実施し、37.0度以上の発熱症状がみられるときは、保護者に連絡を取った上で帰宅させること。
- 平日は2時間以内、休日は3時間以内の活動時間とすること。
- マスク着用、手洗い、換気、消毒など、基本的な感染症対策を一層徹底すること。(マスクについては、活動の状況等によって適切な着脱を行うこととしているが、活動待機時には必ず着用させるなど、徹底した対応を取ること。)
- 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオル等の共用を避けるとともに、用具や物品等の共用をできるだけ避け、使用した用具や物品等は定期的に消毒し、指導者はその消毒状況を把握すること。
- その他、競技ごとの感染対策ガイドラインを参考に、3つの密(密閉・密集・密接)が重ならないよう活動内容を検討すること。

2. 行事、大会等の開催について

- 緊急事態宣言に伴う行動要請期間中(1月9日から1月22日まで)の行事や大会等の開催については、自粛又は延期すること。

3. 市内スポーツ施設の利用について

- 市内の公共スポーツ施設と学校施設の体育館は、感染対策を徹底した上で使用可能。ただし、緊急事態宣言に伴う行動要請期間中(1月9日から1月22日まで)の活動については慎重に検討し、各競技団体の判断と責任の下で行うこと。